



山口県PR本部長
ちよるる

やまぐちで暮らし、やまぐちで働こう！

移住支援金のご案内



大都市圏から山口県に
移住・就業された方に
最大100万円を支給します！

東京23区在住者・通勤者

世帯100万円/単身60万円

※18歳未満一人につき100万円加算

東京圏・中京圏・近畿圏・
広島県・福岡県在住者

世帯50万円/単身30万円

※18歳未満一人につき50万円加算

やまぐち
移住就業
マッチングサイト



マッチングサイトの
求人に応募・就業

大都市圏から
山口県へ移住

移住支援金
を支給

お問合せ先

◆山口県労働政策課
雇用・労働企画班
山口県山口市滝町1-1
TEL 083-933-3254

◆移住希望先市町の移住担当課

◆やまぐち暮らし・しごと東京支援センター
東京都千代田区有楽町2-10-1
東京交通会館8階
ふるさと回帰支援センター内
TEL 03-6273-4887

◆やまぐち暮らし・しごと大阪支援センター
大阪府大阪市北区梅田2-4-13
阪神産経桜橋ビル2階
山口県大阪事務所内
TEL 06-6341-0755

※詳細は、山口県労働政策課ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp//soshiki/86/21177.html>



※詳細は裏面をご覧ください。☞

やまぐち移住就業支援事業の概要

大都市圏から山口県へ移住・就業された方の経済的負担を軽減する「移住支援金」を支給する事業です。

移住支援金の対象

1 移住元	①東京23区から移住される方	②大都市圏から移住される方
	以下の全てに該当する方 ・住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうちの条件不利地域※1以外の地域に在住し、東京23区内へ通勤※2・3していた方 ・住民票を移す直前に連続して1年以上、東京23区内に在住又は通勤※2・3していた方。 ※1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法小笠原諸島振興開発特別措置法の対象地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村 ※2 雇用者としての通勤の場合は、雇用保険の被保険者としての通勤に限ります。 ※3 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができます。	以下の全てに該当する方（①に該当する方を除きます） ・住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、以下の対象地域に在住していた方 ・住民票を移す直前に連続して1年以上、以下の対象地域に在住していた方。 【対象地域】 ・東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県） ・愛知県 ・京都府 ・大阪府 ・兵庫県 ・広島県 ・福岡県 ※広島県、福岡県は令和6年10月15日以降の移住者が対象となります。
2 支給金額	単身 60万円 世帯 100万円 18歳未満の方一人につき100万円加算	単身 30万円 世帯 50万円 18歳未満の方一人につき50万円加算
3 移住先	◆以下の要件を満たすことが必要になります。 ・支援金の申請が転入後1年以内であること ・申請後5年以上継続して移住先市町に居住する意思があること 等	
4 就業先	◆対象者 ・「やまぐち移住就業マッチングサイト」に掲載されている対象求人（週20時間以上の無期雇用契約の求人）に新規就業した方 ※「やまぐち移住就業マッチングサイト」 URL:https://yamaguchi-matching.com	



やまぐち移住就業
マッチングサイト

移住就業支援金交付までの流れ

※詳細は、「やまぐち移住就業マッチングサイト」又は労働政策課ホームページをご覧ください。

